

令和八年度介護報酬改定に向けた決議

自由民主党介護福祉議員連盟では、介護・福祉関係五団体とともに、令和八年度介護報酬改定についてヒアリング及び意見交換を行った。

介護・福祉分野においては、政府によりこれまで累次の支援策を講じてきたものの、依然として物価・賃金上昇の影響を受けている状況である。

そのため政府においては、今般、「強い経済」を実現する「総合経済対策」を策定し、「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」等による支援を行うこととしたところである。

その上で、令和八年度には、臨時の介護報酬改定において必要な対応を行うこととしており、経済対策による支援はその効果を前倒しするものである。

一方で、令和八年度介護報酬改定においては、この経済対策による効果を、一過性のものに終わらせることなく、継続的なものとして更に充実させ、介護施設等における経営の改善及び従事者の待遇改善へと確実につなげていかなければならぬ。

そうした取組を通じて、全産業平均と介護・福祉分野の間における賃金格差を解消し、介護・福祉従事者の社会的地位を高めていくこと、そして公定価格である介護報酬がその足枷にならないよう、効果的な在り方の実現を目指していくことが極めて重要である。

そのため、当議員連盟として以下を決議し、その実現に向けて一層の取組を進めていくものである。

記

令和八年度介護報酬改定については、以下に十分な配慮を求める。

一、「医療・介護等支援パッケージ」をはじめ、総合経済対策による取組の効果が損なわれることなく、更に充実したものとして、介護施設等における経営の改善及び従事者の待遇改善へと確実につながるものとすべきであること。

一、物価・賃金上昇への対応はもとより、最低賃金の大幅な引き上げや、令和三年度から据え置かれたままの食費に係る基準費用額に係る対応等を含め、価格転嫁できない公定価格の性質を踏まえたコスト増の吸収に配慮したものとすべきであること。

令和七年十二月十二日